

船橋市防災会議条例の一部改正について

「災害対策基本法の一部を改正する法律」が本年6月27日に公布、施行されたにより、船橋市防災会議条例の一部を改正するため、条例案を第4回市議会定例会に上程いたします。

災害対策本部基本法の改正概要

1. 地方防災会議及び災害対策本部の役割の見直し

災害対策基本法では、地方防災会議の所掌事務として、地域防災計画の作成及びその実施のほか、災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集することとされていたが、災害応急対策は、地方防災会議で情報の収集等を行うよりも、災害対策本部において行うことが効果的であることから、見直し・明確化された。

また、地方防災会議については、防災に関する諮問的機関としての機能を強化するため、市町村長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議することが、所掌事務に追加された。

2. 多様な主体の参画

地域防災計画の策定等にあたり、多様な主体の参画を図るため、地方防災会議の委員として、現在充て職となっている防災機関の職員のほか、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者を追加された。

この改正に伴って、千葉県が関係条例の改正を10月23日付けで公布・施行したことを受けて、船橋市防災会議条例の一部を改正する条例案を第4回市議会定例会に上程するものです。

(災害対策基本法第16条に「市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の例に準じて、市町村の条例で定める」と規定。)